

清 風 会 会 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、清風会と称し、事務所を香川県公立小中学校事務職員協会会長の在任の学校に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の交流と親睦を深め、相互理解のもと、公立小中学校事務職員の資質の向上と、学校事務の研究の援助、その他を目的とする。

(会員)

第 3 条 香川県公立小中学校で勤務したことのある者、及び本会が参加を認めた者で入会金を納入した者を会員とする。

(事業)

第 4 条 本会は、次に掲げる活動を行う。

- 1 会員相互の親睦
- 2 香川県公立小中学校事務職員の活動を必要に応じて支援すること
- 3 その他

(役員)

第 5 条 本会には、会長 1 名、副会長 2 名、総務・会計各 2 名、理事若干名を置く。

- 1 会長は本会を代表し、会務を掌握し、会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 総務・会計は、本会の庶務会計を担当する。
- 4 理事は、会務の基本事項の審議にあたる。

(選出と任期)

第 6 条 役員の選出と任期は次のとおりとする。

- 1 会長は総会で選出する。
- 2 副会長及び総務・会計は会長が委嘱する。
- 3 理事は総会で選出する。
- 4 任期は、次期総会までとする。ただし再任は妨げない。
- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計監査)

第 7 条 本会には監事 2 名を置く。

- 1 監事は、会計事務を監査する。
- 2 監事は、理事の中より選任する。
- 3 任期は役員と同じとする。

(役員会)

第 8 条 本会の運営について協議するため役員会を置く。役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第 9 条 本会は、原則として 2 年に 1 度総会を開催する。但し会長が必要と認める時は、この限りでない。

(会計)

第 10 条 本会の経費は、入会金、その他をもって充てる。

- 1 入会金は 3, 0 0 0 円とする。
- 2 会長が必要と認めたときは、臨時に必要経費を徴収する。

附則

- 1 本会則は、平成 8 年 1 2 月 1 4 日より実施する。
平成 1 1 年 3 月 1 3 日一部改正
- 2 本会則の変更は総会の承認を得るものとする。但し、総会の開催困難の場合、役員会で決定する。